

教育委員会定例会議事録

平成29年9月25日 午後2時00分 開議

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	渡 辺 時 行
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	戸 苺 恵 理 子

説明のための出席者

教育部長	関 原 秀 一
教育部次長兼庶務課長	鈴 木 敏 彰
教育部次長兼学校教育課長	今 泉 一 義
教育部次長兼中央図書館長	細 井 正 久
学校教育課主幹	三 浦 孝 裕
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	小 島 基
中央図書館主幹	尾 崎 浩 司
学校給食課課長補佐	三 浦 博 之

教育長が指定した事務局職員

主 事	瀬 野 正 章
主 事	築 瀬 正 洋

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第23号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 第24号議案 平成30年度教職員定期人事異動方針について（非公開）
- 第4 その他報告 豊川市多忙化改善ガイドライン2017

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、渡辺・菅沼 両委員を指名いたします。よろしくお願

いします。

「高本教育長」 続きまして、日程第2、第23号議案「教職員の任用について」を議題といたしますが、本案及び次の議案、日程第3、第24号議案「平成30年度教職員定期人事異動方針について」は、職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、第23号議案及び第24号議案は非公開とします。それでは、日程第2、第23号議案「教職員の任用について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

「今泉教育部次長」 第23号議案「教職員の任用について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「高本教育長」 非公開で続けてまいります。日程第3、第24号議案「平成30年度教職員定期人事異動方針について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

「今泉教育部次長」 日程第3、第24号議案「平成30年度教職員定期人事異動方針について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は教職員人事異動方針に関わるため議事を非公開)

「高本教育長」 続きまして、日程第4、その他報告「豊川市多忙化改善ガイドライン2017」について事務局から説明をお願いいたします。

「今泉教育部次長」 事務局から説明させていただきます。

別添資料「豊川市多忙化改善ガイドライン2017」に基づいて説明。

(説明内容は以下のとおり。)

1 多忙化改善に向けた豊川市の取組について

(別添資料のとおり説明)

2 豊川市の教職員の勤務の状況について

(別添資料のとおり説明)

豊川市の教員の勤務時間外の在校時間の状況として、1ヶ月間で80時間以上の者の割合が小学校では1割強であるのに対し、中学校では4割を超えている。この差は部活動指導の時間によるものと推察されます。この調査は例年11月に実施されているため、部活動の活動時間が長い夏季にはさらに割合や時間数が増加することも推測されます。中学校では100時間以上の割合が年々増加していることから、改善の取組が急務です。

これまでは学校独自に定時退校日の設定、部活動の活動日の見直し、校務分掌の割当の工夫などを実施して対応していましたが、全市的な統一した取組ではありませんでした。こうした状況を受け、教職員の健康保持のため、豊川市教育委員会として環境整備を進め、県の目標を達成すべく実効性のある多忙化改善ガイドラインの策定に取り組むことといたしました。本年4月より教育長の諮問を受け、校長会、教頭会、教諭、養護教諭、事務職員、豊川市中小学校体育連盟の代表により構成された多忙化改善委員会を組織し、4回の委員会を経て、「豊川市多忙化改善ガイドライン2017」の案がまとめられました。その案を8月に教育長へ答申し、本ガイドラインが策定されました。

3 「ガイドライン」実施による達成目標

(別添資料のとおり説明)

ここには掲載されていませんが、県の目標値として、平成31年度には80時間以上の在校時間の教職員を0%とする目標が掲げられています。

4 多忙化改善に向けた取組

(別添資料のとおり説明)

本ガイドラインについて、本日、ご意見をいただいたうえで10月の校長会にて周知を図りたいと考えております。周知後、11月には在校時間調査があります。調査に向けて、どのようなことができるかを学校で考え、まず実施してみて、修正を加えながらより良い方向に進めていくことになると思います。このようにして市全体として多忙化改善に向けて動き出していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

「高本教育長」 ただ今の件につきましてご質問やご意見がありましたらご発言ください。

「戸荻委員」 教員の年次休暇の取得状況についてお伺いします。夏休みや冬休みなど、学校が長期休暇の間に年次休暇を取得できないのでしょうか。

「今泉教育部次長」 小中学校の教員には夏季休暇期間に6日間の特別休暇が付与されています。それ以外に、修学旅行や部活動の大会引率などの振替休日を取得する必要があり、さらには数多くの研修が設けられていますので、中学校の教員は特に取得が難しいのが現状です。小学校の教員であれば比較的取得しやすいとは思いますが。

「戸荻委員」 中学校ではやはり取得が難しいのですか。

「今泉教育部次長」 中学校ではかなり難しい状況です。顧問をしている部活動が県大会まで出場できるとなれば、土日の出勤も続きますし、さらにキャンプなどの引率などの業務も別にあります。そういった中で取得できていない方が大勢いると思われま

「高本教育長」 重なりますが、夏休みに6日間の特別休暇がありますが、それは年次休暇には入りませんので、それ以外に年次休暇を取得することが日程的に難しいとい

うことですね。

「菅沼委員」 「多忙化改善に向けた取組」については、このように文章化して、教員の他、一般の方にも見ていただけるようにできた点はとても良いことだと思います。八南小学校では月に1日の定時退校日として行事予定などに組み込んであります。そのように周知が進めば地域の方々にも理解が深まっていくのではないかと思います。

「高本教育長」 もともと取組を行っていた学校もあれば、実施していなかった学校もありますので、統一的な取組として明文化できたことは大きな一歩であると捉えております。そして保護者にも知っていただき、理解していただくことが、この多忙化改善を進めていくうえで、段取りや調整という意味で大切な動きであると思います。

「林委員」 この多忙化改善の取組が成功するかどうかは、保護者や地域の方々の理解を得られるかどうかにかかっていると思います。誤解を受けないように進めていただきたい。是非、PTA連絡協議会などの協力を受けて保護や地域の方々に一緒になって考えてもらうことが良いのではないかと思います。

もう1点といたしまして、この取組の内容を見ると、部活動についてはかなり具体的な内容にまで踏み込んで書かれています。それ以外については漠然としているように感じます。教職員の業務量が変わらないのでは削減のしようがないのではないのでしょうか。業務量を削減する方向で何か具体的なものがあると良いと思います。例えば学校経営案について、もう少し簡易なものとすることや、不登校対策、人権教育など学校独自に行っている取組をできる限り全市的に統一化して省力化していくことはできないのでしょうか。指導案の形式も統一化されていないため人事異動のたびに作成のための時間を多く消費してしまうのではないのでしょうか。今お伝えしたような、もう少し具体的なことを盛り込んでいただくと取り組みやすいのではないのでしょうか。

「高本教育長」 ありがとうございます。2点のご意見をいただきました。1点目の保護者や地域の方々の理解を得るための方法について事務局として考えはありますか。

「今泉教育部次長」 具体的な準備はまだできておりませんが、先ほどご意見いただきました様にPTA連絡協議会など様々な機関と調整しながら、情報の伝達を進めていきたいと考えております。

「高本教育長」 教員に心の余裕が生まれること、もしくは健康な状態であるということが最終的には子ども達に良い影響として返ってくるのだということを多くの方々にご理解いただきたいということですね。

2点目の業務内容の改善については、まだまだこれから工夫する部分がたくさんあるかと思います。具体的などころについてはこれから進めていくということでしょうか。

「今泉教育部次長」 多忙化改善委員会の中で具体的な提案を求めている最中です。

「林委員」 学校経営案の内容については県の方から指示が出ていますか。

「今泉教育部次長」 ページ数についての指示はありませんが必要な項目についての指示はあります。

例えば食育が始まったときには「食育の年間計画を必ず入れなさい」などの指示はありましたが、基本となる部分についての詳細な内容までの指示は特にありません。

「戸荻委員」 学校経営案はどのようなことを意識して作成されていますか。

「今泉教育部次長」 学校毎に作成しているものですが、各学校の基本的なことをまとめたものです。学校の事が一通り分かるようなものとなるよう作成しております。

「戸荻委員」 どのように活用されているものですか。

「今泉教育部次長」 指導員が全ての学校を巡回するにあたって資料としています。その他、学校を紹介するために必要な機会や東三河教育事務所にも配付しております。

「高本教育長」 作成についてはある程度、形式的なものとなっている部分もあるようですので省力化に向けて検討していただきたいと思います。

「渡辺委員」 学校の在校時間はどのような形で管理されていますか。

「今泉教育部次長」 市内では金屋小学校は昔からタイムカードを導入していますが、その他の学校についての在校時間調査は基本的に自己申告です。朝の勤務開始から帰宅までの在校時間から、実際の勤務時間である7時間45分に休憩時間45分を加えた8時間30分を差し引いた時間を勤務時間外の在校時間としてカウントしております。

「渡辺委員」 民間の場合は残業手当と言うのがあって、残業については業務命令として指示された時間分のみ実施しています。教員の場合は特別手当が残業分として一律で支給され、あとは自己管理で対応することとなっていますが、その考え方について改善の余地があるように感じます。考え方が変わっていけば、残業と言うものに対する意識がもっと高まっていくのではないのでしょうか。以前は管理が難しかったものが近代化によりIT化も進んできていますので、もう少し残業に対して、新しい捉え方というもの始めても良いのではないかと思います。先生方の熱意や、保護者の期待によって長くなってきてしまった在校時間を少しずつ改善していくように、より良い方法を探しながら進めていただきたい。

「高本教育長」 ありがとうございます。他に、ご意見などがありましたらお願いします。

「菅沼委員」 勤務時間外の在校時間について、まずは、そうなった理由も含めて教員各自が自覚して見直しを行い、その上で、必要があれば学校内全体で業務改善を行っていただくなどの流れを作ることができれば良いですね。

「林委員」 そういったことも必要ですが、やはり、地域の方々や保護者の方々の理解と協力が無いと大変難しいと考えます。例えば、子どもが問題を起してしまった場合、原則は警察が対応するものですが、やはり学校に連絡が入り教員が対応するという形が一般的となっています。保護者が帰宅する10時や11時まで学校で子どもを預か

ることなどが求められています。進路指導なども、夜の9時や10時に保護者から相談を求められる。そういった状況から見ても、学校の改善や改革というのは保護者と地域の方々の協力が必要なのです。保護者や地域の方々の理解を得ることが重要であり、さらに学校内の改革を同時進行でやっていかないと、この取組は上手くいかないのではないかと心配してしまいます。

「戸荻委員」 保護者や地域の方々がもう少し学校の事情に寄り添っていただけるような雰囲気作りを進めたいですね。

「林委員」 そのためには、何をやるにしても保護者や地域の方々と一緒になって進めていかなければ上手くいかないように思います。

「高本教育長」 月に1日くらいは定時退校日として周知して進めていくことが、お互いの歩み寄り方法になるかも知れませんね。

私から質問させていただきます。中学校の勤務時間外の在校時間について、80時間を越える教員の割合が27年度は豊川市が県や国より高いものとなっています。この理由について何か分析されていますか。

「今泉教育部次長」 子ども達への部活や教科の指導、教職員同士の指導について、愛知県は全国的にも丁寧な地域であるということが言われております。特に三河地方は丁寧であるとの事です。その中で、先に尾張の地域が在校時間を減らすための動きを開始しました。そういった理由によって三河地方は必然的に国や県平均よりも在校時間が長くなっている状況となりました。しかし、無理に在校時間を減らそうとした際には弊害も発生します。若い教員などがベテランの教員に教わりたくても、指導する立場の教員が指導する時間を作ることができなくなってしまうことなどが懸念されています。

「渡辺委員」 今、お話があったように授業参観させていただくと教員それぞれの教え方を見させていただくことができますが、皆さん様々な工夫をされているなど感じます。たくさんの方を作って工夫されている方や、パソコンが得意な教員はパソコンを上手に活用されています。そういった姿を見させていただくと、この準備は、授業が終わった後、もしかしたら自宅まで仕事を持ち帰って行っているのではないかとということが想像されます。今後、さらに英語の授業が追加され、また、市によっては夏休みを削って授業日数が追加されるとの報道もされているなど、多忙化が進む一方であるため、子ども達への授業の準備などを十分に行うことができるのか少し心配をしてしまいます。

「高本教育長」 ご意見ありがとうございます。大変難しい問題ではありますが、少しずつでも前進するためにガイドラインとして定めていくものです。先ほど申しました日程に沿って、今後も適宜、修正しながら進めていくものでございます。

他にご意見などはございますか。よろしいでしょうか。それでは、日程第4、その他報告「豊川市多忙化改善ガイドライン2017」についての報告を終了させていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上でございますので、これで本委員会を閉会します。ありがとうございました。

(午後 3 時 2 1 分 閉会)